新設分割に係る事後開示書類

（会社法第 811 条第１項第１号及び会社法施行規則 209 条に基づく開示事項）

大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光　宏昌

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号
株式会社ＥＭソリューション
代表取締役　國光　宏昌

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号
エムウィンソフト株式会社
代表取締役　大石　憲司

大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社ＥＭテクノロジー研究所
代表取締役　寺内　信夫

株式会社イーエムシステムズ、株式会社ＥＭソリューション及びエムウィンソフト株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2020年５月14日付共同新設分割計画書に基づき、2020年７月１日を効力発生日として、株式会社ＥＭテクノロジー研究所（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が営む医療機関及び介護/福祉サービス事業者向けシステム開発事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811 条第１項第１号及び会社法施行規則第209 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

１．本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第１号）
2020 年７月１日

２．分割会社における法定手続きの経過

（１）新設分割の差止請求

会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、同法 805 条の２但書により差止請求に係る手続は実施しておりません。

（２）反対株主の株式買取請求手続

会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、同法 806 条の適用がないため、該当する事項はありません。

（３）新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して会社法第 808 条第１項第２号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。

（4）債権者保護手続

会社法第 810 条第２項及び第３項に基づき、2020 年５月 25 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、2020 年７月１日をもって、共同新設分割計画書に記載された分割会社が営む医療機関及び介護/福祉サービス事業者向けシステム開発事業に関する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は 272,234 千円、負債の額は、271,117 千円（いずれも 2020 年３月 31 日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

４．本新設分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上